

関係機関の意見について

○評価書（案）について関係機関から聴取した意見については以下のとおり。

「国営土地改良事業等事後評価実施要領」抜粋

第4 事後評価の実施

3 事後評価委員会は、関係団体の意見を聴いた上で、事後評価の結果を取りまとめるものとする。

関係団体	意見等
羽地大川土地改良区	<p>評価書（案）については特に意見はございません。</p> <p>羽地大川地区のかんがい用水の安定的、効率的な水利用を行っていける様、地元関係機関や農家の意向を踏まえて、関連事業の推進にご協力を御願いしたい。</p>
名護市	<p>評価書（案）について、特に意見はありません。</p> <p>当該事業により、羽地大川地区においては、安定的かつ効率的な営農ができるようになり、地区内の営農者だけでなく、新たに羽地大川地区内の土地を利用し営農を拡大する方や新規就農する方もいる状況にあります。</p> <p>このような状況の中、今後は施設の老朽化により安定した農業用水の供給に支障が出ることも予想されます。</p> <p>今後も安定した農業用水の供給ができるようご協力を御願い致します。</p>
今帰仁村	評価書（案）について特に異存なし。
沖縄県	<p>「羽地大川地区」事後評価の評価書（案）について、内容等を確認した結果、疑義がないことを回答します。</p> <p>羽地大川地区においては、安定的な農業用水の供給が可能となったことで、干ばつ被害の解消、高収益作物への転換など農業経営の安定化が図られつつあります。なかでも地域内で新たに13品目の拠点産地が認定され、おきなわブランドの確立に大きな効果を発現しているところです。</p> <p>一方で、本事業の造成施設の中には造成後20年を経過したものがあり、農業用水の安定的な供給を継続するためには、これら施設の機能を長期にわたり維持する必要があります。</p> <p>県では、老朽化に伴う維持管理費の増加などの課題に向け、ライフサイクルコストを低減するための維持管理計画と施設更新計画の検討が必要と考えております。</p> <p>つきましては、これら計画が効率的となるよう引き続きの調査・検討を宜しくお願ひ致します。</p>